

4月10日は **交通事故死ゼロを目指す日** です!



交通安全県民運動

令和8年4月6日月～4月15日水

統一行動日

令和8年
4月6日月

各機関・団体が、
交差点等の街頭において
一斉に交通安全啓発活動および
交通安全指導を行う日です。



運動の重点と 取組み

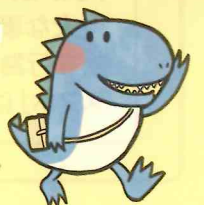
1. 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
2. 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
3. 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

福井県交通対策協議会 福井県・福井県警察・福井県教育委員会・県内各市町

ダイヤモンド 見えたら減速 人チェック

横断歩道&歩行者deSTOP!

横断歩道での「歩行者優先」はマナーではなく、ルールです。



自転車を利用するみなさまへ

令和8年4月より

自転車でも「交通反則通告制度(通称:青切符制度)」が始まりました!

16歳以上の者による一定の自転車の交通違反について、**青切符**により処理されます。

【対象となる交通違反と反則金の額(抜粋)】

- | | |
|----------------------|----------|
| ●携帯電話使用等(ながらスマホ) | 12,000円 |
| ●遮断踏切立入り | 7,000円 |
| ●信号無視 | 6,000円 |
| ●通行区分違反(右側通行や歩道通行など) | 6,000円 |
| ●指定場所一時不停止等 | 5,000円 |
| ●傘さし、イヤフォン(大音量)等 | 5,000円など |



詳細は、警察庁HPよりご確認ください。→

自転車のルールを確認しましょう!

自転車安全利用 **五則** で事故防止



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区分がある道路では、**車道通行が原則**です。**左端を通行**しましょう。

「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合などは、普通自転車は歩道を通行することができます。



普通自転車歩道通行可

歩道を通行できる場合は、**車道寄り**を**すぐに停止できる速度**で通行しましょう。



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、渡る時は安全を確認しましょう。
一時停止のある交差点では必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



夜間は、ライトを点灯

反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



飲酒運転は禁止

酒酔い運転をした場合には、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。



ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、事故の被害を軽減させるため、**自転車用ヘルメットをかぶり**ましょう。児童・幼児を保護する責任のある人は**自転車用ヘルメットをかぶ**らせましょう。



「ながらスマホ」は絶対にやめましょう

「ながらスマホ」は、死亡事故などの重大な事故につながりかねない危険な行為です! 自転車でも「ながらスマホ」は絶対にやめましょう!



自転車保険に加入しましょう

『福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例』により、自転車を利用する場合は、事故に備え自転車保険等に加入する必要があります。



▲詳しくはこちら